標準文書保存期間基準(保存期間表)

北海道地方環境事務所環境対策課 令和5年4月1日

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
複数の行政機関	による申合せ又	は他の行政機関若しくは地方公	共団体に対	して示す基準の設定及びその経絡	基
機関による	複数の行政機 関に関東の行政機 関に関東の行政機合 世に検政の協議を他のの協議を 他のの協議を 他の 他の は は は は は は は は は は は は は は は は は	①申合せに係る案の立案基礎 文書(八の項イ) ②申合せに係る案の検討に関 する調査研究文書(八の項 イ) ③申合せに係る案の検討に関 する行政機関協議文書(八の		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見	移管
		項イ) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 	
		⑤申合せの内容が記録された 文書 (人の項ハ)		・申合せ]
関に対して	女機 基準の設定に 関する立案の 種の 検討その他の 重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ) ②立案の検討に関する審議会 等文書(九の項イ)	10年	 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 	移管
		③立案の検討に関する調査研 究文書(九の項イ)		・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン	
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書 (九の 項口) ⑤基準を他の行政機関に通知		· 基準案 · 通知	
体に対して 示す基準の	基準の設定に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	した文書 (九の項ハ) ①立案基礎文書 (九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (九の項イ)		・開催経緯・諮問・議事の記録・配付資料・中間答申、最終答申、中間報	
		③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書(九の 項ロ)		· 基準案	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		⑤基準を地方公共団体に通知 した文書(九の項ハ)		• 通知	
人又は法人の	権利義務の得喪				
個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) (法法号8基の同指同標行平第第ロ、分二指第ロ、分二指第的政成88条審号準行及条期6年の計算的な条額を表する。 第1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	移管
	に関する立案の検討その他の重要な経緯	③意見公募手続文書(十の 項)		・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由	
		④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	
		⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		• 標準処理期間案	
	(2) 行2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	1 (文の措るとた限又可力す係日年の立館管をき定の。許の消日特後年公へのとこめに)認効滅に定5	・審査案・理由	以下について移管(それ 以外は廃棄。以下同 じ。) ・国籍に関するもの
	(3) 行 手	程が記録された文書(十二の 項)	処 分の れ な は は は は に 定 5 に に に に に に に に に に に に に	・処分案・理由	廃棄
	(4) 補助金に 係行関 (法) 項を同付要 (法) 項を同付要 (法) 項を同付要 (法) 項を同付要 (法) 項を同付要 (法) のいじに (法) のいじに (法) のる (法) のる	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十 三の項ハ)	交る終日特後 日に定年 を を は を は を は を は を は を は を は を も に を も も も も も も も も も も も も も も も も	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要作 に関する文書
	(5) 不服申立てに関する審	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内		・不服申立書 ・録取書	以下について移管 ・法令の解釈やその後

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	議会等における検討その他の重要な経緯	帝を録取した又書(十四の項 イ) ②審議会等文書(十四の項 口) ③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他当 該処分に至る過程が記録され た文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の	される日 に係る 定日 日 1 0 年	 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	収東立条等に大さな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	項ニ) ①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五	訴訟が終日 結は係日 に日 日 日 日 日 日	・期日呼出状 ・答弁書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも の
義務の得	利喪経 (1)第ロ、分ニ指第的す討要 で、分ニ指第的す討要 が条審号準行及条期立の経 はよりでの間塞の針6なるそな を1、下での間案の経 は1、対しての間案の経 は2、対してのの は2、対してのの は3、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対してのの は4、対しての は4、対しの は4、対しの は4、対しの は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4、対しる は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4 は4	の項ハ) ①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導計を定めるための決裁文書(十の項) ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)	10年	・和解調書 ・開催経緯 ・講師 の記録 ・武・ では、	
	(2) 許認可等 に関する重要 な経緯 (3) 不利益処	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項) 不利益処分をするための決裁	1(国文の措るとた限又可力す係日年の立館管をき定の。許の消日特後年公のとこめに)認効滅に定5	・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信 事業その他の特に重要な 公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃 止、指導・監督等に関す るもの

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間		保存期間満了後の 措置
		分に関する重 要な経緯	文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	れる 目に 係る り後 5 年		
		(4) 補助金等 の交付(地方 公共団体に対 する交付を含 む。) に関す る重要な経緯	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十	特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領・審査要領・選考基準・審査案・理由・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件 に関する文書
		(5) 不服申立 てに関する審 議会等におけ る検討その他 の重要な経緯	三の項ハ) ①不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項 イ) ②審議会等文書(十四の項ロ)	裁決、決 定その他	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも の ・審議会等の決裁等につ いて年度ごとに取りまと めたもの
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・答申、建議、意見・弁明書・反論書・意見書・裁決・決定書	<i>∞/⊆ €0</i>
		(6) 国又は行 政機関を当事者と当事訟 の提起を訴のの の訴訟に関 る重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証 に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)	訴結に定日 (定日年 (10年)	・期日呼出状 ・答弁書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するも の
	の他の事項		. , ,			
6	総合環境政 策関係業務 に関する事 項	総合環境政策	①事業者及び国民の環境の保 全に関する理解の増進に関す る文書	5年	各種会議・検討会等の開催に関する業務 地域循環共生圏の創造に資するための推進に関する業務 地方ESD活動支援センターに関する業務	
			②事業者、国民又は事業者等 が自発的に行う環境の保全に 関する活動の促進に関する文 書	5年	環境カウンセラー登録制度に関する業務 エコアクション21に関する業 務	
			③環境教育等による環境保全 の取組の促進に関する法律に 関する文書	5年	北海道環境パートナーシップオフィスの運営に関する業務	廃棄
			④環境影響評価に関する文書	5年	環境影響評価審査体制強化費に関する業務 ・各年度ごとの事業 会議・審議会・検討会等 ・ブロック会議、担当課長会議 個別の審査案件に関する資料	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
					その他環境アセスメントに関する資料	
			⑤総合環境政策に関する文書	5年	ESG金融に関する業務	廃棄
			⑥総合環境政策業務に係る他機関等との連携行為に関する文書	特定日以 降5年 (協定終 了日)	協定に関する文書	廃棄
			⑦総合環境政策関係業務に関 する文書のうち軽易なもの	1 1 1 1 1 4	事務連絡(軽易なもの) 接受・配布・登録を省略した文 書	廃棄
7	環境保健関 係業務に関 する事項	環境保健	①石綿健康被害救済法に関する文書(申請等に係る業務)	7年	施行規則 第二十五条第一項 に 規定する申請等に係る業務	廃棄
			②石綿健康被害救済法に関する文書(説明会に関する業務)	5年	石綿健康被害救済制度説明会に 関する業務	
			③化学物質の審査及び製造等 の規制に関する法律に関する 文書	5年	報告徴収及び立入検査に関する 業務	廃棄
			④水銀防止法に関する文書	5年	法第29条第2項の規定に基づく 権限の委任に関する省令に関す る業務	廃棄
			⑤環境保健関係業務に関する 文書のうち軽易なもの	1年未満	事務連絡(軽易なもの) 接受・配布・登録を省略した文 書	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
8	8 水・大気等 関係業務に 関する事項	-	①大気汚染防止法に関する文 書	5年	花粉観測システム (はなこさん) に関する業務 大気汚染物質広域監視システム (そらまめ君) に関する業務 PM2.5、光化学スモッグに関する業務	廃棄
			②水質汚濁防止法に関する文 書	5年	緊急時の報告徴収及び立入検査 に関する業務	廃棄
			③特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律に関する 文書	5年	技術基準適合命令並びに特定特 殊自動車の使用者に対する報告 徴収及び立入検査に関する業務	廃棄
			④土壌汚染対策法に関する文書		指定調査機関の指定及び監督に 関する業務	廃棄
			⑤ダイオキシン類対策特別措 置法に関する文書	5年	緊急時の報告徴収及び立入検査 に関する業務	廃棄
			⑥農薬取締法に関する文書	5年	ゴルフ場排出水中農薬調査 農薬使用基準遵守状況等監視調 査に関する業務	廃棄
			⑦公害の防止に関する事務及 び事業に関する文書	5年	悪臭、振動、騒音等に関する業 務	廃棄
			⑧環境保全活動功労者表彰に 関する文書	5年	水・土壌環境保全活動功労者表 彰	廃棄
			⑨水・大気等関係業務に関する文書のうち軽易なもの	1年未満	事務連絡(軽易なもの) 接受・配布・登録を省略した文 書	廃棄
9	温暖化対策 関係業務に 関する事項	温暖化対策	①地球温暖化対策に関する文 書	5年	地球温暖化対策に係る普及啓発 業務 J-クレジット制度、カーボン・ オフセットに関する業務 地域地球温暖化防止活動推進セ ンターに関する業務 ・基盤事業関連(推進員研修)	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			類空 (施1) 室別表の該当場)		会議・協議会・検討会等 ・北海道地域エネルギー・温暖 化対策推進会議 ・会議、検討会、審議会等 適応に関する業務 ・広域協議会に関する業務 ・分科会に関する業務 ・適応に係る会議 その他地球温暖化対策に関する業務 ・温暖化に関するセミナー(自	垣
			②地球環境保全に関する文書 (地球温暖化対策を除く)	5年	治体・事業者向け、主催分) ・他機関からの講演等依頼(上 記に係るものを除く) ・その他業務(具体名を表記)	廃棄
			②温暖化対策関係業務に関する文書のうち軽易なもの		事務連絡(軽易なもの) 接受・配布・登録を省略した文 書	廃棄
10	証明書に関 する文書	証明書	各種証明書に関する文書	5年	・環境対策課の業務に属する身 分証明書に関する文書	廃棄
11	環境事務所	北海道地方環 境事務所の後 援等の名義の 使用	北海道地方環境事務所の後援等の名義の使用に関する文書	5年	・申請書 ・承認に関する文書 ・報告書	廃棄
12	職員等の交 代に関する 事項	職員等の交代	①課長級以上の交代に関する 文書のうち重要なもの ②①以外のもの	3年 1年未満	・引継書・所管事項説明・引継書	廃棄
13	情報公開及 び個人情報 保護に関す る事項	(1)情報公開	開示請求に関する文書	5年(審 査会に関 する は10 年)	・審査請求	廃棄
		(2)個人情報保護	①個人情報保護に関する文書 ②行政機関非識別加工情報に 関する文書	を を を を を で で に な の に な の に な の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に る に 。 に る に る に 。 に る に る に 。 に る に る に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	・保護管理者等の指定 ・開示請求 ・訂正請求 ・利用停止請求 ・審査会への諮問 ・監査・点検 ・提案の募集 ・提案書の審査 ・第3者意見書提出機会の付与 ・提案に係る契約の締結及び解	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(3)情報公開及 び個人情報保 護に関する共	①情報公開及び個人情報保護 業務に関する通知等	10年	・決裁文書 ・事務連絡	
	通事項	②情報公開及び個人情報保護 業務に関する作業	5年	・個人情報ファイル簿の更新に 係る作業依頼	
		③その他情報公開及び個人情 報保護業務に関する軽易な記 録等	1年未満	・開示請求書等受渡記録簿	

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する 回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 特定日 第14条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了の日 又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の 日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。
- 三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。
- 四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」(平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長)及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」(平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館)に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態(新型コロナウイルス感染症対応)に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。
- 五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。
- 六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定(保存期間)が存在する場合は、それぞれの規定(保存期間)に従う ものとする。
- 七 その他に関しては環境省行政文書管理規則の別表第1及び別表第2に準じて判断をする。